

地域電源供給拠点整備促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 地域電源供給拠点整備促進事業（以下「本事業」という。）は、地域電源供給拠点整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）を、県内の事業所等に再生可能エネルギー発電設備又は、非化石証書付き電力（以下、「再生可能エネルギー由来電力等」という。）事業者等で急速充電器を設置する者に交付することにより、災害時に避難所等に電力を供給可能な地域電源供給拠点を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この事業において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 地域電源供給拠点 再生可能エネルギー由来電力等を導入した事業所等に設置された急速充電器により、「栃木県災害時協力車登録制度」に登録された電動車が災害時に、避難所等に電力を供給するために給電が可能な拠点をいう。
- (2) 急速充電器 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもの（充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えた設備に限る。）をいう。
- (3) 自立運転機能付きパワーコンディショナー 商用系統停電時に再生可能エネルギー発電システムを商用系統から切り離し、特定の負荷に給電を可能とするパワーコンディショナー
- (4) ブラックスタート 系統電力停電時、外部電源より発電された電気を受電することなく、停電解消のための発電を行うもの
- (5) 再生可能エネルギー発電設備 太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス熱を電気に変換する設備及びその附属設備
- (6) PPAモデル 太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家等に供給する契約方式をいう。
- (7) ファイナンスリース契約 助成金の交付対象となる設備の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。
 - (ア) リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができないこと。
 - (イ) 借主が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担するべきものであること。
- (8) 国補助金 次の各号に掲げるものをいう。
 - (ア) 「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進

補助金交付要綱（20221219 財製第 4 号）」に基づき、充電設備を導入するものに対し交付される補助金

(イ) 「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（令和 5 年 2 月 8 日環地温発第 2302083 号）」に基づき、再生可能エネルギー発電設備を導入するものに対し交付される補助金

(ウ) その他、名称のいかんを問わず、国の補助金や助成金と認められるもの

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、別表第 1 のいずれかの要件に適合する者であって、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものでなければならない。

- (1) 県税の滞納がないこと。
- (2) 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

(補助対象機器の要件)

第 4 条 補助対象機器は、別表第 2 に定める要件の全てに適合するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表第 3 によるものとし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の経費の算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。

- (1) 国の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費にかかる補助額。
- (2) 消費税及び地方消費税相当額

(災害時の避難所等への電力供給車両への協力)

第 6 条 補助対象者又はファイナンスリース契約若しくは PPA により導入した場合の使用者（契約者）は、災害等による停電発生時に県内避難所等へ電力供給するための電動車等に対する県からの充電要請に協力するよう努めること。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3（2021）年 7 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5（2023）年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8（2026）年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第1 交付対象者の要件（第3条関係）

| 項目 | 内容 |
|--------------|--|
| 補助金の交付対象者の要件 | <p>再生可能エネルギー由来電力等を導入する者で、以下のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 県内に主たる事務所又は事業所を保有し、青色申告を行っている個人事業主</p> <p>(2) 県内に主たる事務所又は事業所を保有する法人（国、地方公共団体は除く）</p> <p>(3) 導入する補助対象機器をファイナンスリース契約により (1) 又は (2) に提供するリース業者</p> <p>(4) 太陽光発電設備等の導入に併せて補助対象機器をPPAにより (1) 又は (2) に提供するPPA事業者</p> |

別表第2 補助対象機器の要件（第4条関係）

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 補助対象機器の要件 | <p>(1) 再生可能エネルギー由来電力等を導入した県内事業所等に設置する急速充電器及び自立運転機能付きパワーコンディショナーであること。（注1）</p> <p>(2) (1) は「新品」で購入されるものであり、「中古品」又は「新古品」でないこと。</p> <p>(3) 県からの要請に従い、災害時に「栃木県災害時協力車登録制度」の登録車への電力供給ができるものであること。（注2）</p> <p>(4) (3) の場合、利用者に対し、利用料金を徴しないものであること。</p> |

注1 急速充電器及び自立運転機能付きパワーコンディショナーは単体での補助も可能

注2 系統電力停電時に、ブラックスタートが可能であることを前提とした上で、急速充電器の利用が可能であること。

別表第3 補助対象経費（第5条関係）

| 補助対象経費 | 補助率 (注1) | 補助上限額 (注2) |
|---|-------------|---------------|
| ① 急速充電器本体価格及び設置工事費（本体据付、配線工事費等） | 2分の1 | 200万円 |
| ② 自立運転機能付きパワーコンディショナー本体価格及び設置工事費（本体据付、配線工事費等） | 2分の1 | 300万円 |

注1 補助対象経費から国の補助金（名称のいかんを問わず国の補助金や助成金と認められるも

の) を控除した額に対する補助率をいう。なお、補助金の交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

注2 急速充電設備の設置地点 1 か所あたりの金額とする。なお、同一事業所等内に複数基設置した場合もこの額とする。